

環境部

3 建設単価と建設費

第4 清掃工場

平成17～21年度における施設規模100t以上の実勢価格

ごみ1tあたり約39,000千円～54,000千円で推移

$399 \text{ t} / \text{日} \times 39,000 \text{ 千円} \sim 54,000 \text{ 千円} = 15,561,000 \text{ 千円} \sim 21,546,000 \text{ 千円}$

第2 破碎処理センター

平成17～21年度におけるリサイクル施設(施設規模30t以上)の実勢価格

ごみ1tあたり約27,000千円～49,000千円で推移

$81 \text{ t} / \text{日} \times 27,000 \text{ 千円} \sim 49,000 \text{ 千円} = 2,187,000 \text{ 千円} \sim 3,969,000 \text{ 千円}$

4 スケジュール

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
候補地選定	○									
環境影響調査		○	○	○	○	○	○	○	○	○
地質調査		○								
測量調査		○								
施設基本計画		○								
PFI導入可能性調査		○								
開発行為			○	○	○					
都市計画決定		○	○	○						
PFI事業者選定			○	○	○					
造成工事					○					
実施設計					○					
建設工事						○	○	○	稼動	
周辺道路整備		○	○	○	○					

5 候補地の選定

検討・評価するための調査項目

- ①自然的条件(地形、表層地質、動物・植物、水文・水系)
- ②法的規制(都市計画、農地、林地、防災、環境保全)
- ③技術・社会的条件(公共施設の分布、水源地、道路状況、公共下水道、土地利用、類似施設、文化財)

6 その他(求められる機能と市内での位置づけ)

1) 災害廃棄物等への対応

災害発生がれきの処理と仮置き場

風水害による廃棄物、震災等による倒壊廃棄物などの処理と一時置き場の確保
鳥インフルエンザ等感染性廃棄物の処理への対応

2) 余熱利用とエネルギーセンター

施設整備にあたっては、環境にやさしく資源循環に優れた施設を目指し、さらに自然エネルギーを利用した発電など新エネルギーの実証施設を加え、全体をエネルギーセンターのようなイメージとする。

余熱利用

余熱を利用した発電、②余熱を利用した蒸気・温水の利活用

エネルギーセンター整備

風力・太陽光などの自然エネルギーを利用した発電施設、②生ごみ下水汚泥等を利用したバイオガスの有効利用施設

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正等について

環境部資源廃棄物政策課

1 事業の目的

本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「資源の有効な利用の促進に関する法律」における「廃棄物の排出抑制」や「分別」、「再生」の視点を一層強化する必要がある。平成 25 年度の家庭ごみのルール統一以後、総合的に清掃（一般廃棄物）行政を進めていく上で条例～計画（一般廃棄物処理基本計画）の体系化・再構築を図り、具体的な施策展開の基礎固めを図る必要がある。

2 事業の具体的内容

(1) 廃掃条例及び関連規則の改正（検討対象事項）

- ①市・事業者・市民の責務
- ②廃棄物の減量に向けた市・事業者・市民の役割の明確化
- ③事業者等（例：一般廃棄物の多量排出者）の廃棄物の適正処理に対する市の具体的な対応措置

※市のごみの所有権についての考え方

※廃棄物の持ち去りに対する考え方

(2) 一般廃棄物処理基本計画の見直し

概ね 5 年ごとに見直しをすることとされている当該計画の更新

- 現状認識と課題の抽出
- 目標、基本方針の設定と達成に向けた具体的展開施策の体系化
- 一般廃棄物行政の実施にかかる基本的な考え方の明示

3 スケジュール

(1) 廃掃条例及び規則の改正

平成 25 年 10 月公布、平成 26 年 4 月施行

※パブリック・コメントの実施（平成 25 年 3 月予定）

(2) 一般廃棄物処理基本計画の見直し

平成 26 年 4 月実効

※パブリック・コメントの実施（平成 25 年 10 月予定）

公共施設省エネ改修の推進について

環境部環境政策課

1. 現状と課題

平成 20 年 5 月にエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）が改正され、市は事業者として、エネルギー消費原単位を中長期的に見て年平均 1% 以上低減すること及び中長期計画（5 年程度の期間で実施する省エネ改修の計画書）を毎年度作成し、国に届け出ることが義務付けられた。

また、平成 24 年 3 月に策定した「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、本市の「エネルギー自給率向上」を目標として定めていることから、新エネルギー導入を推進するとともに、本市が率先してエネルギー使用量の継続的な低減に取り組むことが重要である。

このため、本市では、浜松市役所温暖化対策マネジメントシステムを運用することで、省エネ改修などのハード面と、節電などのソフト面の両面からエネルギー使用量の低減を図っている。今後、ソフト面での対策による効果が頭打ちになると想定されることから、**省エネ改修などの対策が不可欠**である。しかしながら、現在、省エネ改修の実施については、**改修費用の確保を各施設所管課が個別で行っているため、中長期計画の実行性が確保できていない**。省エネ法で義務付けられた「年平均 1%以上の低減」及び「エネルギー自給率向上」を達成するためには、**省エネ改修を計画に沿って確実に実施するための仕組みづくりが必要**となる。

2. 課題解決に向けた今後の方向性

公共施設の省エネルギー化を継続的に進めるためには、**中長期計画に記載された省エネ改修に要する費用を事務局（環境政策課）が一括して確保することが必要**である。

このため、温室効果ガスの主要な排出源になっている施設（以下「主要施設」という。平成 22 年度実績で 147 施設）から提出された省エネ改修計画の内容を精査し、改修効果に応じて実施年度を定めた**全庁的な省エネ改修プランを作成**する（「浜松市公共建築物耐震補強推進計画」と同様、施設ごとに優先順位を付けて、計画的に実施する）。

また、ビルエネルギー管理システム（BEMS）の一体的な導入により、主要施設の省エネルギー化を図る。

3. 今後進める事業

- （1）「公共施設省エネ改修アクションプランの作成」による省エネ改修の実施
- （2）ビルエネルギー管理システム（BEMS）導入促進事業